

令和3年度結婚新生活支援事業について

資料1

R3事業概要

地域少子化対策重点推進交付金（地域における少子化対策の推進を目的とする）の取組の一つであり、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引っ越し費用等を補助）を支援する。

対象世帯：夫婦共に39歳以下かつ世帯所得400万円未満（収入換算540万円程度）の新規に婚姻した世帯

【一般コース】

補 助 率：1/2

交付上限額：1世帯当たり30万円

【モデル事業】

補 助 率：2/3

交付上限額：1世帯当たり60万円【夫婦共に29歳以下】

1世帯当たり30万円【夫婦共に39歳以下】

※モデル事業実施の場合、受給者に結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組への参加が義務付けられます。

【令和3年度事業の主なポイント】

● 対象要件の緩和

	R2	R3
年齢	34歳以下	39歳以下
世帯所得	340万円未満 (世帯年収約480万円未満 に相当)	400万円未満 (世帯年収約540万円未満 に相当)

● モデル事業の新設

参加により補助上限額、市町村への国庫補助率が嵩上げ

	一般コース	モデル事業
補助上限	30万円／世帯	【29歳以下】 60万円／世帯 【39歳以下】 30万円／世帯

補 助 率 1/2
2/3

今後の事業活用をご検討ください（令和3年度の実施状況は本協議会で共有していきます）

結婚新生活支援事業ワーキンググループを踏まえた結婚新生活支援事業補助金交付の流れ(R3.3月時点)

【市町村窓口】
婚姻届提出時、
受給対象者へ以下の
受書類を配布

- ・申請書
(一般コース用)
- ・アンケート
(モデル事業用)

※市町村により、配布時期等
の実施方法に違いがある場合。
問題ありません。

【受給対象者】
受給を希望する方は、
アンケート、実績を証明する
書類等)を市町村へ提出。

【受給対象者】
受給を希望する方は、
受給に必要な取組を実施し、
モデル事業用アンケートを記入。
補助金交付のための必要書類(申
請書、アンケート、実績を証明する
書類等)を市町村へ提出。

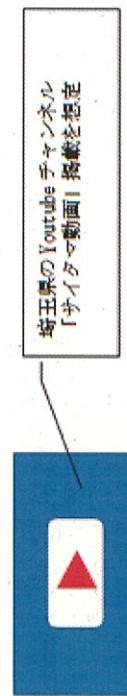
【市町村】
補助要綱に基づき、
対象者へ補助金を交
付。

【市町村】
補助要綱に基づき、
対象者へ補助金を交
付。
受給者へ啓発冊子の
配布を検討ください。

事業効果を高めるため、配
布をご検討ください。
【提供可能な啓発冊子】
・ライフデザインガイドブック(一
県作成)
・自分で描く未来予想図((一
社)全国銀行協会)

ライフデザインセミナー

埼玉県では、
のため、ライフデザインセミナーを実施しています。



埼玉県のYouTubeチャンネル
(サイダマ動画) 招喚を規定

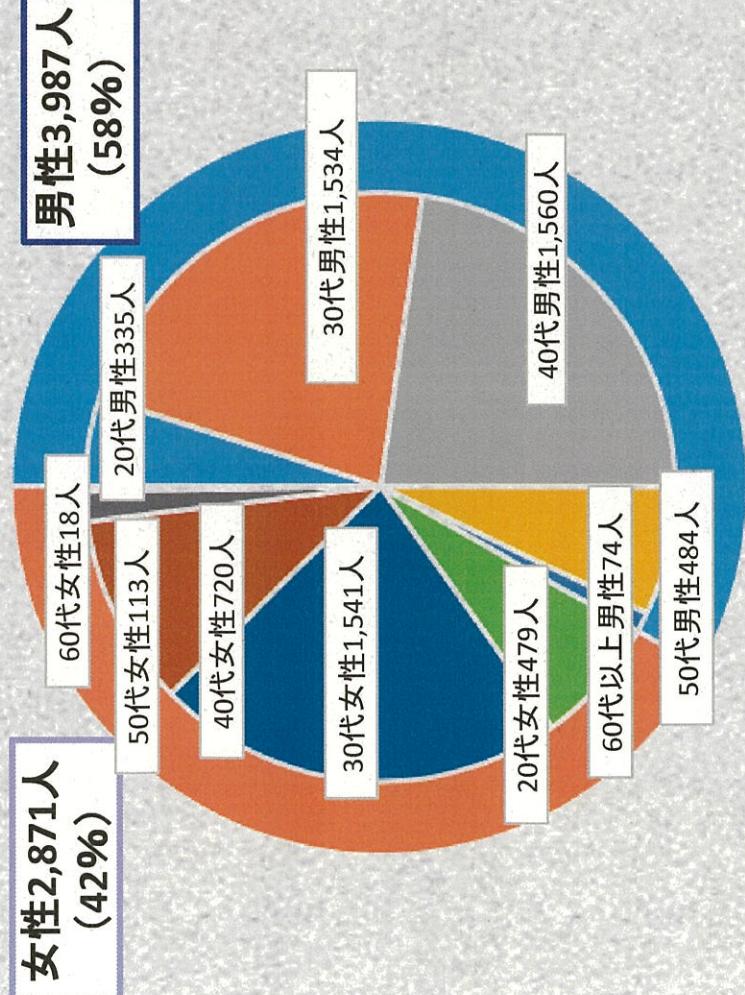
以下のサイトでライフデザインセミナー講座動画を作成し、
県HPにアップ(右図イメージ)。
また、(一社)全国銀行協会に
協力依頼し、ライフデザイン
シミュレーションが活用できるよう
リンク掲出。

<https://www.zenseinkyo.or.jp/special/lbs/>

【県で実施予定の取組】
ライフデザイン講座動画を作成し、
県HPにアップ(右図イメージ)。
また、(一社)全国銀行協会に
協力依頼し、ライフデザイン
シミュレーションが活用できるよう
リンク掲出。

SAITAMA出会い系センターについて

個人会員の登録状況



令和3年2月末時点
で6,858人が登録
(参考)令和2年11月末時点
4,550人)

資料2

【マッチング実績の推移(累積)】	
平成30年度末	令和元年度末
登録者数 ・男女比	登録者数 ・男女比
お見合い組数	お見合い組数
交際組数	交際組数
成婚退会組数 (AI紹介率)	成婚退会組数 (AI紹介率)

SAITAMA出会い系サポートセンター 進捗状況

資料2

今後予定する取組

● 出会いの機会の確保

新規登録者の拡大が大幅に増加

→登録者が成婚に向けて積極的な活動ができる
ようきめ細やかな活動支援を継続。

【取組例】

・男性向け・女性向けそれぞれの婚活スキルアップセミナー



恋たま婚活セミナー

SAITAMA出会い系サポートセンター
～恋のはじまりはさくらまちらへ～

2018年3月21日

引き続き、ご協力いただきたいこと

- SAITAMA出会い系サポートセンター市町村会員加入の検討

【令和2年度は41市町村加入】

会員市町村住民の利用登録料	11,000円(税込・2年間)
非会員市町村住民の利用登録料	16,000円(税込・2年間)

市町村負担額 (3万円 + 18歳～49歳人口※ × 1円)	11,000円(税込・2年間)
※平成27年国勢調査	

- PR強化期間等でのSAITAMA出会い系サポートセンター広報
(広報紙掲載、広報ツール配布等)

- SAITAMA出会い系サポートセンター運営への協力
(センター運営、出張登録実施等)

- 企業等会員への加入を希望する企業等に関する
県への情報提供

- 新たなオンラインお見合いシステム導入検討
登録者自身の操作でオンラインお見合いが簡単に実施できる新たなシステムを導入し、利便性向上を図る。

多子世帯応援ケーキパン事業

資料3

チケットを直接利用できる登録事業者の状況

R2.3月末 409所 → R3.2月末 1,216所
令和2年9月に、県内すべての市町村に登録事業者（店舗）が拡大

チケットの利用状況（R3.2月末）

登録店舗での直接利用が増加

R1年度 約2割 → R2年度（2月末）約5割 ※
※ R2生まれの世帯に限ると 約7割

市町村任意事業について

○ 実施状況
R1年度 19市町村 → R2年度 23市町村

○ 広報の実施について
R3年度から任意事業の実施に当たり、「知事が定めるマーク」又は「財源に県の補助金が含まれている旨」の表示をお願いします。詳細は、令和3年3月26日付け少子第1861号「多子世帯応援ケーキパン事業費補助金交付要綱の一部改正について（通知）」を参照ください。

【知事が定めるマーク】



埼玉県のマスコット「コバト」



埼玉県のマスコット「コバト」

【財源に県の補助金が含まれている旨】

- （例）
・ この事業は、財源に埼玉県の補助金が含まれています。
※ 例に限りません

埼玉県のマスコット「コバト」

地域子育て支援拠点へのオンライン導入支援について

資料4

現状

○新型コロナウイルス感染対策の間、子育て親子の支援の場である地域子育て支援拠点は多くが閉鎖した。
→「孤育て」は「リスク」である、と改めて認識された。
→外部の刺激が少ない生活は、子供の発達にも懸念。

○支援から取り残された在宅の子育て家庭の存在が見えってきた。(支援に繋がらない事情は様々)
・感染症や悪天候の他、障害児・病児・家族の病気や介護を理由とする外出困難、「支援」的関わりには抵抗のある親など
→すべての家庭に子育て支援と子どもとの育ちの保障を。

課題

■すべての子育て家庭と繋がる機会と場を!

【支援体制】これまでの拠点では...

○物理的限界(10組程度が利用するスペース)

○在宅の子育て家庭に支援機会が提供できない

↑↑↑
オンラインが有効!

【子育て家庭のニーズ】

○「子育て支援」のニーズは、人それぞれ。
支援に繋がるには、多様な人口、多様な方法
が用意されている必要がある。

→オンライン対応にノウハウが必要。導入の敷居は高い。

取組内容(案)

「必要な支援に繋がらない問題」
を解消!

効果

■親・子・支援者「三方よし」の
安心サポート

○親
家からも参加できる気軽さで
子育ての不安を早めに解消

○支援者
在宅でも相手の表情が見え、
困り具合やリスクをキャッチ

○こども
プログラムを家庭でも体感。
うた遊びなど刺激を与える
内容は、育ちを促す効果が
ある。

オンラインリアル」と
オンラインの相乗効果



実施例

①おうちde子育てひろば
オンラインによる
子育てひろばを開催。

②オンライン子育て相談
WEBによる対面での
子育て相談

【概要】
地域子育て支援拠点におけるオンライン
を活用した子育て支援体制の整備を
推進し、好事例の横展開を図る。

【対象】
県内拠点従事者
県内市町村担当課職員

【内容】
①導入支援講座 6月16日(水)
②フォローアップ講座・ワーキング(10月頃)
③事例発表会(1月下旬頃)

地域子育て支援拠点へのオンライン導入支援の流れ(案)

◇調査1 受講希望調査 (①受講希望、②オンライン活用経験、③事前質問)

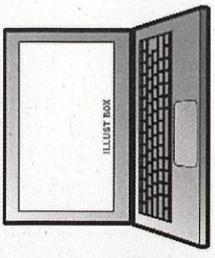
●導入支援講座 対象:全市町村+地域子育て支援拠点職員

区分	目的	備考
①入門講座	未経験等向けスタートアップ	同日の午前・午後で行う。レベルに応じて選択するが、①参加者も②に参加する(②参加者は①参加は任意)
②基礎講座	経験者向けアップアップ	

STEP 1

◇調査2 フォローアップ希望調査 (①参加希望、②取組状況・取組上の課題)

各拠点での実践



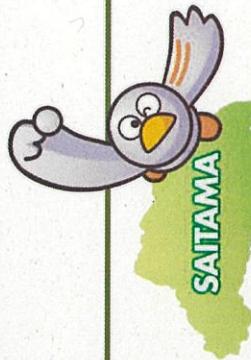
区分	内容
①入門フォローアップ講座	「入門」対象者等の講座
②実践フォローアップワーキング	経験者の勉強会

STEP 2

◇調査3 フォローアップ調査 ※全市町村調査、フォローアップ参加者は事例提出

好事例の抽出・発表者選定

STEP 3



●事例発表会(好事例の横展開を図る取組)

対象:全市町村+拠点職員

離婚前後の親の支援について

資料5

現状と課題

コロナ禍による経済状況の悪化により、母子家庭、父子家庭のいわゆる「ひとり親家庭」の支援が急務となつている。こうした中で、夫婦が離婚するにあたり生じる養育費の履行確保や離婚後の親権、面会交流等の問題は、離婚後にこじれることがあります。

支援策

【 県 】

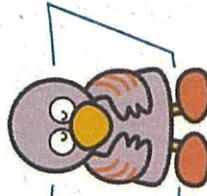
- HP、スマホアプリ「まいたま」離婚手続きの説明、関係サイト
- 相談業務 各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置
- 無料法律相談 各福祉事務所を通じて申し込み
平日午後（年12回）
※令和3年度は休日相談を毎月開催（託児付き）

【 国 】

- 法務省 HPに親権者、養育費、面会交流等の手続きや書類のひな型を掲載
- 厚生労働省 離婚前後親支援モデル事業の実施
 - ・情報提供、電話、メール相談対応
 - ・研修講師派遣
- 自治体向け
 - ・情報提供、電話、メール相談対応
 - ・研修講師派遣

【関係機関】

- (公財)家庭問題情報センター 厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流等に關し、自治体や当事者向けの事業を実施（別紙）
- 自治体向け
 - ・情報提供、電話、メール相談対応
 - ・研修講師派遣
- 一般市民向け
 - ・情報提供、電話、メール相談対応



積極的な活用をお願いします。

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）【拡充】

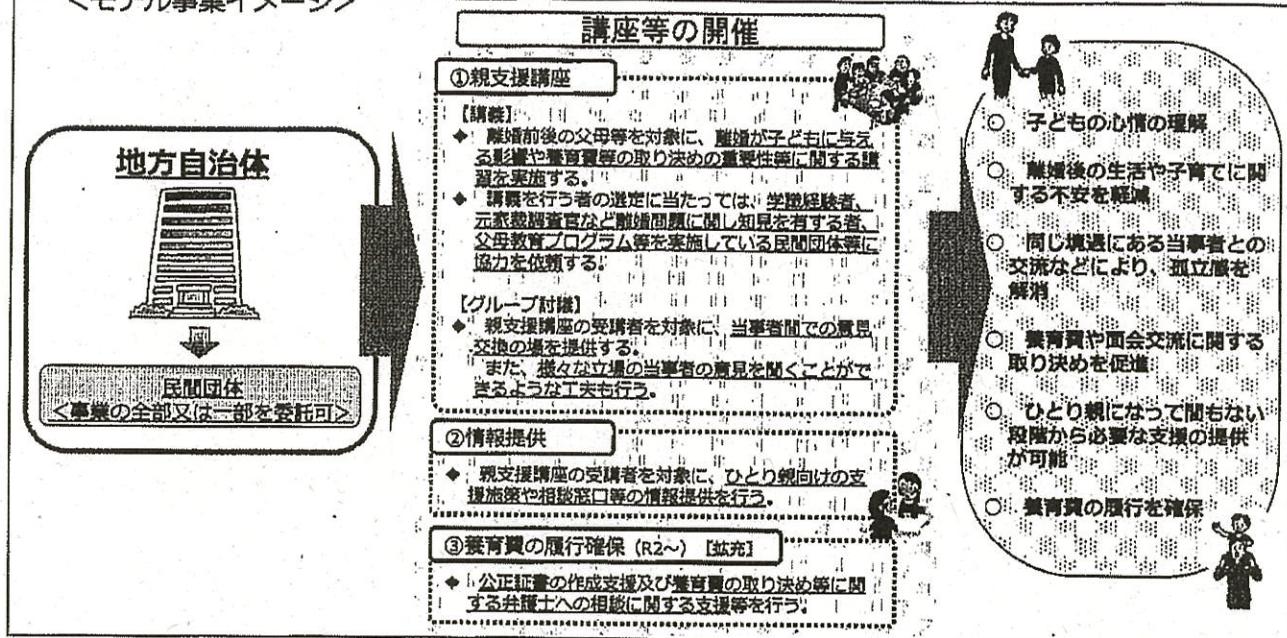
【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

- 离婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する取組を支援する。

<実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

<補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞



離婚前後親支援モデル事業の拡充について

<現行> 組合せた親の離婚による離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,713千円）	
(1)	親支援講座
①	親支援講座 (H元～) 養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
②	情報提供 (R元～) 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。
(2)	養育費の履行確保に資する取組
①	養育費の履行確保等 (R2～) 公正証書の作成支援及び弁護士相談に関する支援等を行う。

<見直し案> 組合せた親の離婚による離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり15,000千円）	
(1)	親支援講座
①	親支援講座 養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
②	情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。
(2)	養育費の履行確保に資する取組
①	戸籍・住民担当部署との連携強化 戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成などを）を図る。
②	離婚前段階からの支援体制強化 別居開始時点など低窓際時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
③	公正証書等による債務名義の作成支援 公正証書等による債務名義を作成を支援する。
④	保証契約支援 保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
⑤	戸籍抄本等の書類取得補助 家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
⑥	弁護士等による個別相談支援 弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
⑦	その他先駆的な取組 ①～⑥のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

子どもたち の声

子どもはかなり年齢が高くなっていても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流支援者や養育費相談員たちが、支援や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりはどうしておいしいの?

(5歳・男)

久しぶりに会ったお母さんにやさしい気を使っている男の子です。

毎月1、2回はお母さんと食事しているから淋しくない。これからもずっと会いたい。

(小4・男)

お父さん、ちゃんとご飯食べている?

(小5・女)

お母さんの前では言えなかったのですが、お父さんのことを心配していたことを伝えることができました。



お父さんがずっと養育費を払ってくれているとお母さんから聞いて、見捨てられたのではないと思った。

(中2・男)

父は養育費もきちんと払ってくれた。小さいころから会ってきたので母子家庭であることをあまり意識しなかつた。離婚したけど今でも両親には感謝している。

(18歳・女)

養育費相談支援センターの業務内容

養育費相談支援センターは、厚生労働省の委託を受けて、養育費や面会交流に関する当事者からの相談に応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修の実施などを行っています。

1 養育費相談支援事業

● 養育費・面会交流に関する電話・メールによる相談

電話相談 0120-965-419 (携帯電話は使えません。)

03-3980-4108 (ご希望により当センターが電話をかけなおしています。)

平日(水曜日を除く) 10:00~20:00 水曜日(祝日を除く) 12:00~22:00
土/祝日 10:00~18:00

メール相談 info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します。)

●各地の母子家庭等就業・自立支援センターでも養育費等に関する相談を受け付けています。
詳しくは、養育費相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や面会交流に関する相談を行う方のための研修

3 情報提供事業

ホームページ、ニュースレターなどによる相談員等への情報提供

(URL <http://www.youikuhi-soudan.jp/>)

パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、面会交流の取決めのための広報活動